

前橋市監査委員公表第3号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年4月5日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

# 文化スポーツ観光部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和4年3月28日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：観光政策課】</p> <p><b>1 設計審査における設計図書の不足について (指摘事項)</b></p> <p>前橋市新設道の駅建築工事において、建設工事設計審査要綱第4条にのっとり、設計審査依頼書を契約監理課に提出し、設計審査を受けていたが、「設計審査における事務取扱い」で規定する設計図書である見積書を添付していなかったため、同要綱第5条で規定する審査事項である積算の妥当性及び経済性について、契約監理課で十分に審査することができなかった。</p> <p>設計審査の依頼に当たっては、同要綱第2条で規定する審査に必要となる書類を添付した同依頼書を提出するよう改善されたい。</p> <p><b>2 工事費積算における見積単価の設定について (指摘事項)</b></p> <p>前橋市新設道の駅建築工事において、工事費積算に必要となる単価を設定するために各業者から見積書を徴収した上で、工事種類ごとに分類して比較検討し、工事費積算に採用する見積単価を決めていた。建築工事積算基準では見積単価の取扱いについては、「原則として3者以上から見積を徴収し、異常値を排除した最低見積価格に、実際の取引状況、施工規模等から総合的に判断した低減率を乗じたものを採用する。」とあるにもかかわらず、明確な理由もなく、2者以下から見積を徴収していたものや、最低見積価格でないものを採用して単価を設定していたものがあった。</p> <p>見積単価は当該工事の予定価格に反映することから、同基準にのっとり、適切に設定するよう改善されたい。</p>	<p>設計審査依頼書に添付する設計図書については、不足がなく、かつ内容にも不備がない状態であることを、設計者、検算者、担当係長等、複数人で確認した後に、審査依頼を行うよう改善した。</p> <p>工事費積算における見積単価の設定については、見積依頼をする際の依頼先を原則3者以上とし、やむを得ず2者以下となる場合は見積依頼起案書に明確な理由を示すこととし、さらに、徴収結果については十分に精査し、最低見積価格にて適切に単価設定を行うよう改善した。</p> <p>なお、上記内容を確実に履行するため、見積単価の設定においては、基準にのっとり適切な処理が行われていることを設計者、検算者、担当係長等、複数人での確認を徹底することとした。</p>

# 建設部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和4年3月28日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：東部建設事務所】</p> <p>1 現場代理人の変更手続について(指摘事項)</p> <p>粕川地区 側溝改良工事(道水特4号)において、現場代理人が令和3年5月21日から不在となり、同年6月21日に現場代理人等変更通知書が提出されるまで、1か月に渡り現場代理人が常駐せず施工されており不適切であった。</p> <p>現場代理人は、建設工事請負契約約款第10条第2項で工事現場に常駐するとしており、同条第3項で工事現場における運営等に支障がなく、発注者は連絡体制が確保されると認めた場合には常駐を要しないこととすることができる、としているが連絡体制について協議をしていなかった。</p> <p>現場代理人が工事現場に常駐するよう、同条第1項にのっとり現場代理人等変更通知書の提出を速やかに受けるよう改善されたい。また、変更手続きまでは、工事打合せ書による連絡体制の協議を行うなど、現場管理の責任の所在を明確にするよう改善されたい。</p>	<p>工事現場においては、現場代理人の常駐確認を徹底するとともに、以下の措置を行うことを決定した。</p> <p>現場代理人の変更手続きについては、現場代理人変更の必要が生じた場合、速やかに変更手続きをするよう受注者に指導する。また、現場代理人が常駐できない期間が生じる場合は、工事打合せ書により連絡体制について協議を行い、現場管理の責任の所在を明確にする。</p>